

平成 23 年 12 月 16 日

東日本大震災で被災した平成 24 年度入学志願者に係る入学検定料の免除について (お知らせ)

この度の東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、東日本大震災等により被災した平成 24 年 4 月入学の志願者（学部及び大学院並びに専修学校）に対し、下記のとおり入学検定料免除の特例措置を行います。

入学検定料免除特例措置を希望される方は、下記を確認の上、申請してください。

記

1. 検定料免除の対象者

平成 24 年 4 月入学の志願者（学部及び大学院並びに専修学校）のうち、次の各号のいずれかに該当する者。

なお、科目等履修生及び研究生等は対象となりません。

- (1) 東日本大震災における災害救助法が適用されている地域で被災した者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊・全焼、大規模半壊、半壊・半焼、流失した場合
 - イ 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合
- (2) 主たる家計支持者の居住地が福島第一原子力発電所事故により、警戒区域又は計画的避難区域に指定された者

2. 免除申請の方法

上記 1. に該当する者は、下記 5. 東京医科歯科大学学務部入試課へ問い合わせの上、次のとおり申請してください。

申請に当たっては、『検定料免除申請書』を作成し、下記 4. の証明書等を同封の上、出願期間中に入試課へ出願書類とともに郵送してください。

なお、この場合、検定料の払込みは要しませんので、出願に当たっては、出願書類中の「入学志願票（入学願書）」に「検定料納付証明書」を貼り付ける必要はありません。

ただし、出願時までには証明書等が取得できない者は、検定料を払い込んだ上、『検定料免除申請書』及び『検定料返還請求書』を作成し、出願期間中に入試課へ出願書類とともに郵送してください。この場合は、後日、証明書等を下記 5. の入試課へ別途郵送してください。

3. 還付申請の方法

上記 1. に該当する者のうち、すでに検定料を納付した者は、『検定料免除申請書』及び『検定料返還請求書』を作成し、下記 4. の証明書等を同封の上、下記 5. の入試課へ郵送してください。

4. 申請の際に同封を要する証明書等

(1) のアに該当する者

市町村が発行する「罹災証明書」

(1) のイに該当する者（次の a 及び b の書類とも同封してください。）

a 主たる家計支持者の死亡が確認できる書類又は行方不明の事実が確認できる書類

b 志願者と主たる家計支持者の関係を確認できる書類

(2) に該当する者

市町村が発行する「被災証明書」

* 証明書等は「写し」でも可とします。また、提出いただいた証明書等は返却いたしません。

5. 問い合わせ・郵送先

東京医科歯科大学学務部入試課

〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-4 5

電話 学部入試掛 03-5803-5084（受付時間：8:30～17:15（土日、祝日を除く））

大学院入試掛 03-5803-4924（受付時間：8:30～17:15（土日、祝日を除く））

* 『検定料免除申請書』、『検定料返還請求書』は本学ホームページからダウンロードしてください。